

## 目 次

第 1 号議案	2015 年度 事業報告	2
第 2 号議案	2015 年度 収支決算書	4
	2015 年度 会計監査報告	8
第 3 号議案	2016 年度 事業計画 (案)	9
第 4 号議案	2016 年度 活動予算書 (案)	12
第 5 号議案	2016 年 理事・監事 (案)	15
添付資料		
	特定非営利活動法人かながわ女性会議組織図	16
	設立趣旨書	17
	定款	18
	運営規約	27
	審議会等	29

## 第1号議案

### 2015年度事業報告

法人の名称 特定非営利活動法人 かながわ女性会議

#### 1 事業の成果

独立した活動拠点をもって1年半、より自立した組織に向けて新たな事業展開を図り、県内市町村の男女共同参画推進に役立つべく連携と共同を図り、県全域に分布する会員が活動を展開した。また、若い人たちとの連携事業に取り組んだ。

#### 2 事業内容

##### (1) 特定非営利事業に係わる事業

- ① 県及び県内の自治体の男女共同参画推進プランの提言・助言およびプランの進行に関する検討・提言・助言ならびに実施への参画

基礎自治体における女性相談事業

内容：DV相談、離婚相談、生活保護や依存症など様々な相談（電話・面談）に対応した。

- ・日時：通年[1市]
- ・場所：自治体の相談室
- ・従事者の人員：専任3人（代替え要員1人）
- ・対象者：上記問題を抱えている女性または関係者 年間230件
- ・支出額：4,728,600円

- ② 男女共同参画に係わる個人・団体とのネットワークを通じて、男女共同参画推進自主事業（人権支援・チャレンジ支援・情報発信・交流推進文化財政活動等を展開

内容：

役員プロジェクト：次年度以降の事業の芽を育てるパイロット事業・施策提言・広報等

- ・神奈川県や県内市町村に対しての政策提言（かながわ男女共同参画プラン、防災、ジェンダーなど）
- ・ブックレット「ジェンダーと男女共同参画－新しい公共のかたちをもとめて－」の発行と、「市民社会とNPO」とともに啓発・普及に努めた。
- ・神奈川県各種審議会の理事・委員および県内市町村の男女共同参画推進会議委員他（ユニセフ理事・母子連・横浜弁護士会等）

地域活動

- ・県内各地域（横浜地域・川崎地域・横須賀三浦・足柄上地域・県央地域）での防災やジェンダー問題で講座・展示・上映会と出演者トーク会
- ・防災をテーマに市町村との協働  
「高津市民館男女平等推進学習」（川崎（区））の防災食調理実習講師及び避難所生活について再現ワークショップの講師

- ・「女性の視点を活かした防災対策」（相模原市男女共同参画推進センター共催）非常食料理教室と防災ワークショップを開催

**チャレンジ支援**：親子向け講座（市町村のセンター等への出前講座など）

- ・楽しい夏休み親子教室（5歳～小学生と保護者・祖父母も可）実施
- ・「現代女子学生のジェンダー意識を考える」講座で（相模原市男女共同参画推進センター共催）、日本・中国・韓国の女子学生100人にジェンダー意識についてのアンケート実施、結果発表とグループワーク実施

#### 人権支援

- ・女性サポート・ウィズによる電話相談
- ・自殺対策キャンペーン参加
- ・人権メッセージ展参加
- ・DV被害者中間支援

#### ネットワーキング拡大推進事業

- ・他団体との交流・情報発信（女性会議ニュース発行・メールニュース発信HPの更新・事業報告書作成など）・神奈川大学における男女共同参画授業プログラムの企画支援
- ・18歳から選挙権が得られる事となったのを受け、高校生のためのメディアリテラシー講座の開催（神奈川県立かながわ男女共同参画センター共催）。

- ・日時：通年
- ・場所 かなテラスほか県内の男女共同参画センター・公民館・学校等
- ・従事者人員 約20人
- ・対象者 県民5,000人程度
- ・支出額 759,043円（ブックレット在庫含まず）

### ③ 組織の基盤整備に向けて

- ・女性の視点で防災を考える防災寸劇実践講座と発表会の開催を専門家の指導で実施。  
防災寸劇シナリオ冊子を発行
  - ・場所 藤沢市を中心に2会場で実施
  - ・従事者 11人
  - ・対象者 県民500人程度
  - ・支出額 410,681円

### (2) その他の事業

なし

<b>第2号議案</b>		
<b>2015年度収支決算書</b>		
2015年4月1日から2016年3月31日まで		
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人かながわ女性会議	
科目	金額（円）	備考
I 収益の部		
1 入会金・会費収益		
①入会金	0	
②年会費	124,000	
2 事業収益		
① 県および県内の自治体の男女共同参画推進プランの提言、助言およびプランの進行に関する検討・提言、ならびに実施への参画		
ア 基礎自治体における女性相談事業	4,728,600	1 市委託継続
② 県の男女共同参画拠点である女性センターの運営に関し、提言、助言ならびに推進事業への参画・実施 NPOフォーラムに関する事業	0	
③ 男女共同参画に関わる個人・団体とのネットワークを通じて、男女共同参画推進自主事業（人権支援、チャレンジ支援、情報発信、文化財政、交流推進等）を展開		
自主事業	556,094	
文化財政シンポジウム等イベント 雑・寄付等	0	
3 助成金	400,000	藤沢市助成金
4 受取利息	436	
5 雑収益	127,780	
6 寄付金	267,240	
当期収益合計（A）	6,204,150	
前期繰越収支差額	2,041,562	
収益合計（B）	8,245,712	

科目	金額(円)	備考
II 支出の部		
1 事業費支出		
① 県および県内の自治体の男女共同参画推進プランの提言、助言およびプランの進行に関する検討・提言、ならびに実施への参画		
ア 基礎自治体における女性相談事業	4,728,600	1 市委託継続（管理費含む）
② 県の男女共同参画拠点である女性センターの運営に関し、提言、助言ならびに推進事業への参画・実施 NPOフォーラムに関する事業	0	
③ 男女共同参画に関わる個人・団体とのネットワークを通じて、男女共同参画推進自主事業（人権支援、チャレンジ支援、情報発信、文化財政、交流推進等）を展開		
自主事業	88,778	759,043（総支出額）-670,265（ブックレット在庫約2700冊）
役員Prj事業	(-115,457)	554,808（総支出額）-670,265（ブックレット在庫約2700冊）
地域活動事業	(56,910)	
チャレンジ支援事業	(34,692)	
人権支援活動事業	(84,991)	
ネットワーキング拡大推進事業	(7,812)	
情報活動事業	(19,830)	
文化財政シンポジウム等イベント	0	
④基盤整備事業	410,681	藤沢市公益的の市民活動助成事業
2 管理費	617,247	1,076,775（総支出額）-468,600（女性相談事業管理費より）
事務局員人件費	(56,844)	173,994（総支出額）-117,150（女性相談事業管理費より）
事務局運営費	(530,443)	902,781（総支出額）-351,450（女性相談事業管理費より）
租税公課	(1,200)	
雑費	(28,760)	
法人税、住民税および事業税	0	
当期支出合計（C）	5,845,306	
当期収支差額（A）－（C）	358,844	
次期繰越収支差額（D） [（B）－（C）]	2,400,406	
支出合計（C）＋（D）	8,245,712	

2015年度 特定非営利活動に係る事業の会計 財産目録

2016年3月31日現在

(円)

科 目	摘 要	金 額	
資産の部			
流動資産			
現金		56,618	
--一般会計		55,954	
--市相談員		664	
普通預金		2,576,713	
--横浜銀行3810		225,956	
--横浜銀行4504		694,680	
--スルガ銀行6152		770,572	
--スルガ銀行6155		789,672	
--ゆうちょ銀行総合口座		95,833	
製品(ブックレット在庫)		670,265	
未収金		394,050	
--市受託料		394,050	
流動資産合計			3,697,646
固定資産			
固定資産合計			0
資産合計			3,697,646
負債の部			
流動負債			
未払金		1,234,787	
--給料・交通費		640,000	
--社会保険料		9,058	
--諸経費		585,729	
預り金		62,453	
--源泉所得税(給与)		62,453	
流動負債合計			1,297,240
固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			1,297,240
正味財産合計			2,400,406

2015年度 貸借対照表 (2016年3月31日現在)

特定非営利活動法人 かながわ女性会議 特定非営利活動に係る事業の会計

(円)

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金	56,618	未払金	1,234,787
普通預金	2,576,713	預り金	62,453
製品	670,265	流動負債合計	1,297,240
未収金	394,050	固定負債	
流動資産合計	3,697,646	固定負債合計	0
固定資産		負債合計	1,297,240
固定資産合計	0	正味財産の部	
		正味財産期首残高	2,041,562
		当期正味財産増減額	358,844
		正味財産合計	2,400,406
資産合計	3,697,646	負債及び正味財産合計	3,697,646

2015年度女性相談事業収支決算

2015年4月～2016年3月

収 入		支 出	
人件費	4,104,000	人件費	4,104,000
その他経費	156,000	その他経費	156,000
管理費	468,600	管理費	468,600
合計	4,728,600	合計	4,728,600

2015年度 人権被害者経済支援基金収支決算

2015年4月～2016年3月

収 入		支 出	
前年度繰越金	694,566	次年度繰越金	694,680
利息	114		
合計	694,680	合計	694,680

2015年度 藤沢市公益的の市民活動助成事業収支決算

2015年4月～2016年3月

収 入		支 出	
助成金	400,000	諸謝金	100,000
自己資金	10,681	研修費	92,000
		通信費・消耗品費等	218,681
合計	410,681	合計	410,681

## 2015 年度会計監査報告

2016 年 5 月 7 日、田中正子宅において、2015 年度の会計監査をした結果、適正であることを認めます。

2016 年 5 月 7 日

監事 田中 正子   
金田富佐江 

特定非営利活動法人 かながわ女性会議

## 第3号議案

### 2016年度 事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人かながわ女性会議

#### 1 事業の成果目標

ジェンダーの課題についてさらに広報し、皆で考え、皆がありのままに生きれる社会の実現が求められています。そのような新しい社会をつくるため、私たちかながわ女性会議は皆の力を結集し、輪を広げていきます。今まで取り組んできた女性相談、防災時におけるジェンダーの問題、セクシャルマイノリティの問題など課題は山積みです。今までの実績も活かしつつ若い人たちとも連携し、多様な取り組みを進めていきます。

また私たちは独立した活動拠点を持っており、いよいよ経営基盤を充実させていくことを考えていきます。そのため今までの取り組んできた事業を経営面でも新しい方向に展開していきます。

#### 2 事業内容

##### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 県および県内の自治体の男女共同参画推進プランの提言、助言およびプランの進行に関する検討、提言ならびに実施への参画

###### ア 基礎自治体における女性相談事業

- ・内容：DV相談、離婚相談、生活保護や依存症など様々な相談（電話、面談）に対応していく。窓口対応がいよいよ重要になってきている。
- ・日時：通年（1市）
- ・場所：自治体の相談室
- ・従事者人員：専任3人（+代替え要員1人）
- ・対象者：上記問題を抱えている女性または関係者のべ年間200～300人
- ・支出額：4,728,600円

###### イ 県および県内の自治体に対する提言や助言

- ・内容：県および各市町村における審議会や委員会に参画するとともに提言を行っていく。とくに女性と防災に対する提言、セクシャルマイノリティに関する提言など新たな課題についても取り組んでいく。
- ・日時：通年（神奈川全域）
- ・従事者人員：10人
- ・対象者：神奈川県および市町村
- ・支出額：0円

##### ② 男女共同参画に係る個人・団体とのネットワークを通じて、男女共同参画推進自主事業（人権支援、チャレンジ支援、文化財政、交流推進等）を展開

## 自主事業

内容：

**役員プロジェクト:**次年度以降に事業を育てるパイロット事業、政策提言、広報など  
(400,000 円)

- ・拠点が藤沢市街にあることからかなテラスや藤沢市および藤沢で活動している NPO ともさらに連携を深めていく。総会でもそこをねらいとして藤沢市と藤沢の NPO による講座を企画する。
- ・「ジェンダーと男女共同参画～公共の新しいかたちを求めて」および「市民社会と NPO」のブックレットの啓発・普及 とくに講座の資料として用いることで広げていく。

**地域活動** (100,000 円)

- ・県内各地域（横浜地域、川崎地域、横須賀三浦地域、県央地域、南足柄地域、その他地域）において防災や終活、ジェンダー問題などで各地の男女共同参画センターや地域の県民と協働して講座や展示などの展開を図る。

**チャレンジ支援事業:**親子向けイベントのための研修講座、市町村などへの講座の出前など (50,000 円)

- ・防災講座や防災寸劇
- ・親子向けのジェンダーイベントのための研修講座

**人権支援活動事業** (100,000 円)

- ・女性サポート・ウイズによる電話相談（映画会などの実施により経営基盤を検討していく）
- ・ケア会議やスタッフ養成講座を実施
- ・自殺対策キャンペーンに参加
- ・人権メッセージ展への参加

**ネットワーキング拡大推進事業** (50,000 円)

- ・神奈川大学におけるジェンダー授業に対して協働で進めて行く。
- ・他の団体との交流および協働の展開（とくに防災関係など）
- ・とくに防災については防災寸劇というわかりやすいツールを開発し、小冊子の印刷もできたのでそれを用いて地域展開を図る。また防災寸劇に関しては演劇のプロによる上演を目指し各地域に広げていく。
- ・防災関連の活動団体とコラボレーションをしていく。

**情報活動事業** (100,000 円)

- ・女性会議ニュースの発行、メールニュースの発行、ホームページの更新、事業報告書の作成など

**文化財政シンポジウム等イベント** (0 円)

- ・経営基盤の確立のために映画会やジェンダーの講座を行っていく。  
(ブックレットを資料として販促にもつなげていく。)

- ・日時：通年

- ・場所：神奈川地域
- ・従事者人員：約 20 人
- ・対象者：県民約 5000 人程度
- ・予算：800,000 円

### ③ ワーク・ライフ・バランス事業

- ・子育てや介護離職の問題をとくに今年度は取組み、アンケート、インタビュー及び講座などを進め、問題点を明らかにし政策提言までを行っていく。
- ・ワーク・ライフ・バランスを考えた男性ロールモデルの調査なども検討している。

- ・日時：通年
- ・場所：神奈川地域
- ・従事者人員：約 10 人
- ・対象者：県民約 100 人程度
- ・予算：400,000 円（きんとう基金活動助成金等を活用）

### (2) その他事業

なし

<b>第4号議案</b>		
<b>2016年度活動予算書(案)</b>		
2016年4月1日から2017年3月31日まで		
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人かながわ女性会議	
科目	金額(円)	備考
I 収益の部		
1 入会金・会費収益		
①入会金	0	
②年会費	330,000	個人100人、団体10
2 事業収益		
① 県および県内の自治体の男女共同参画推進プランの提言、助言およびプランの進行に関する検討・提言、ならびに実施への参画		
ア 基礎自治体における女性相談事業	4,728,600	1 市委託継続
② 男女共同参画に関わる個人・団体とのネットワークを通じて、男女共同参画推進自主事業(人権支援、チャレンジ支援、情報発信、文化財政、交流推進等)を展開	0	
自主事業	600,000	
文化財政シンポジウム等イベント雑・寄付等	0	
3 助成金	400,000	きんとう基金活動助成金等
4 寄付金	800,000	
当期収益合計(A)	6,858,600	
前期繰越収支差額	2,400,406	
収益合計(B)	9,259,006	

科目	金額(円)	備考
II 支出の部		
1 事業費支出		
① 県および県内の自治体の男女共同参画推進プランの提言、助言およびプランの進行に関する検討・提言、ならびに実施への参画		
ア 基礎自治体における女性相談事業	4,728,600	1 市委託継続（管理費含む）
② 男女共同参画に関わる個人・団体とのネットワークを通じて、男女共同参画推進自主事業（人権支援、チャレンジ支援、情報発信、文化財政、交流推進等）を展開	0	
自主事業	800,000	
役員Prj事業	(400,000)	ブックレット執筆料等
地域活動事業	(100,000)	
チャレンジ支援事業	(50,000)	
人権支援活動事業	(100,000)	
ネットワーキング拡大推進事業	(50,000)	
情報活動事業	(100,000)	
文化財政シンポジウム等イベント	0	
③ワーク・ライフ・バランス事業	400,000	きんとう基金活動助成金等
2 管理費	840,000	
事務局員人件費	(240,000)	1 市委託管理費より（35万円－11万円）
事務局運営費	(600,000)	1 市委託管理費より（95万円－35万円）
当期支出合計（C）	6,768,600	
当期収支差額（A）－（C）	90,000	
次期繰越収支差額（D） 〔（B）－（C）〕	2,490,406	
支出合計（C）＋（D）	9,259,006	2016

年度女性相談事業予算

2016年4月～2017年3月

収 入		支 出	
人件費	4,104,000	人件費	4,104,000
その他経費	156,000	その他経費	156,000
管理費	468,600	管理費	468,600
合計	4,728,600	合計	4,728,600

2016年度 きんとう基金 活動助成金予算

2016年4月～2017年3月

収 入		支 出	
助成金	200,000	諸謝金	80,000
自己資金	30,000	旅費等	60,000
		通信費・消耗品費等	90,000
合計	230,000	合計	230,000

2016年度 人権被害者経済支援基金

2016年4月～2017年3月

収 入		支 出	
前年度繰越金	694,680	次年度繰越金	694,680
合計	694,680	合計	694,680

2016年・2017年度 理事・監事 案

理 事 (五十音順)

井上 匡子 (イノウエ マサコ)

小島 八重子 (コジマ ヤエコ)

小林 英子 (コバヤシ エイコ)

中嶋 伴子 (ナカジマ トモコ)

宮崎 紀美子 (ミヤザキ キミコ)

森 勝美 (モリ カツミ)

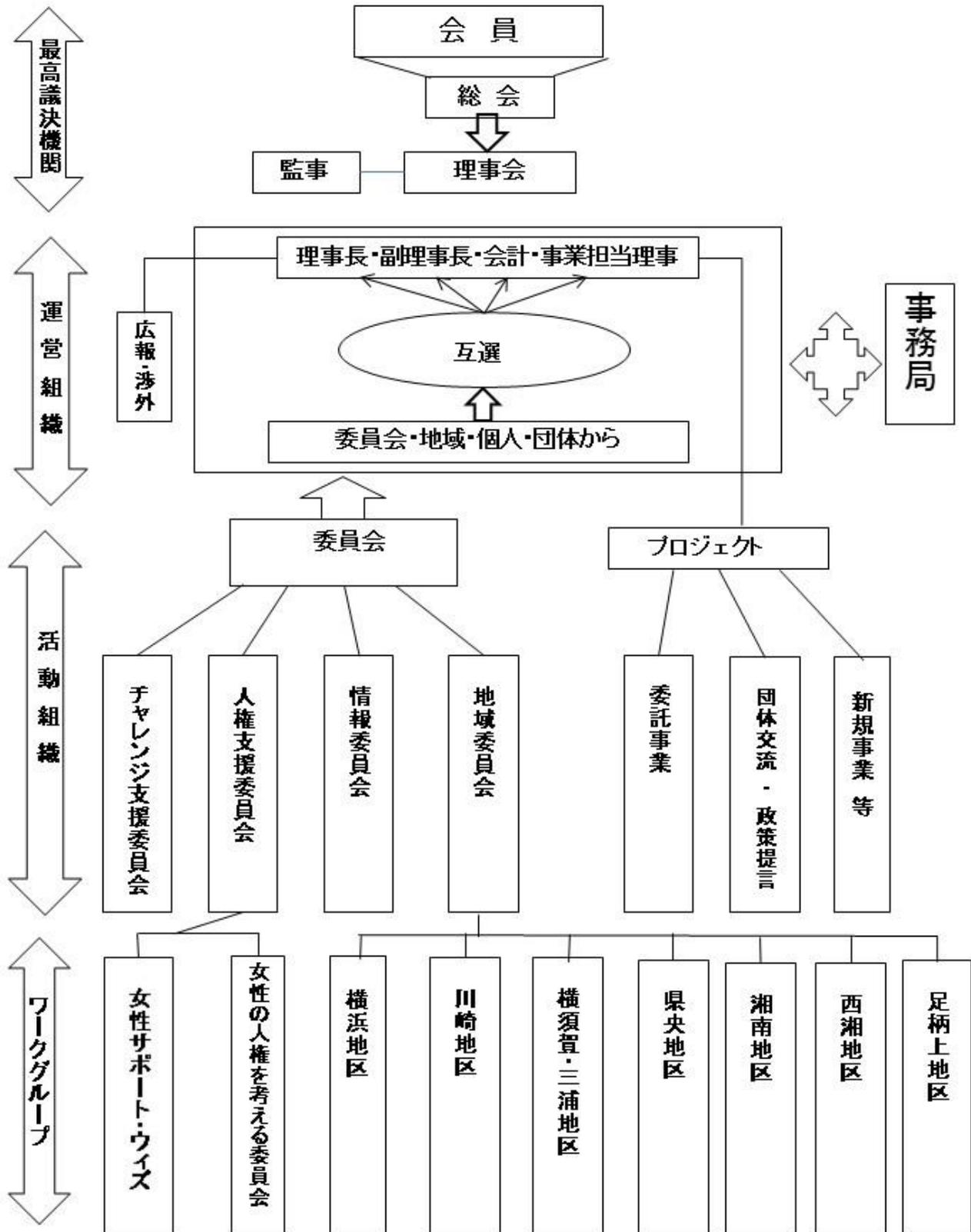
吉田 洋子 (ヨシダ ヨウコ)

監 事 (五十音順)

石倉 幸 (イシクラ コウ)

小山 久枝 (コヤマ ヒサエ)

# 組織 & 活動体系



## 特定非営利活動法人 かながわ女性会議 設立趣旨書

日本国憲法や男女共同参画社会基本法が施行されてなお、私たちの社会は、男女の性差に基づく問題を数多く抱えています。男女が真に自由な自立した人間として生きるためには、政策決定分野、働く場、生活、地域などあらゆる場での男女の平等と参画が進められる必要があります。

私たちは、平等と平和の活力ある社会の創造を目標に、男女共同参画社会の実現を目指す神奈川県すべての男女または団体が連帯することを目指すものです。

このような意図のもとに、当法人は、活動の根幹を以下の3点においています。

- 1 神奈川県の男女共同参画プランの推進を図る。
- 2 当該プラン推進拠点であるかながわ女性センターの運営に積極的に参画する。
- 3 県内の女性団体、関係団体、グループおよび個人の連携をはかり、社会における男女の性差に基づくさまざまな問題を広く取り上げ、その解決を目指す。

これらを推進するかながわ女性会議への参加を通して、私たちは、自らの充実した人生を選び取るとともに、未来の女性たちのために、より自由で健やかな社会を設計していきたいと考えます。私たちはこのような理念の下、1982年からこれまで任意団体として活動し、数々の実績を上げております。それらをより発展させ、継続性と責任を持った団体として、またさらに自治体との協業を深めていくために、特定非営利活動法人として運営していきます。

そして、神奈川県内の多くの男女に広く参加を呼びかけ、さらに充実し実効性のある活動に結集していきます。

2010年5月20日

# 特定非営利活動法人 かながわ女性会議 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 かながわ女性会議 という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、神奈川県藤沢市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県の男女共同参画の推進を図ることを第一義とし、それに資するさまざまな事業を行うとともに、県・市町村の推進拠点と連携をはかり、県内外の女性団体、関係団体、グループおよび個人と積極的に共働し、社会における男女の性差に基づくさまざまな問題を広く取り上げ、その解決を目指すものとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、以下の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 前各号にかかげる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- (1) 県および県内の自治体の男女共同参画推進等についての助言および進行に関する検討・提言、ならびに実施への参画
- (2) 県および県内自治体の男女共同参画拠点の運営に関し、提言、助言ならびに推進事業への参画・実施
- (3) 男女共同参画に関わる個人・団体とのネットワークを通じて、男女共同参画推進自主事業（人権支援、チャレンジ支援、情報発信、文化財政、交流推進等）を展開
- (4) この法人の目的を達成するために必要と認めるその他の事業

## 第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員；この法人の目的に賛同して入会した、原則として県内在住・在勤・在学する個人お

よび原則として県内の女性団体・グループ、または関係団体

(2) 賛助会員；この法人の目的に賛同し、協力・賛助するために入会した個人・団体

(入会)

第7条 この法人の目的に賛同して共に活動したい意思をもっているものは、だれでも入会することができる。資格は特に問わない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により理事長あて申し込むものとする。
- 3 理事長は、第2項の入会申し込みがあった場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、入会を認めない場合、速やかに、書面をもって、その理由を本人あて通知せねばならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は総会において別に定められた入会金および会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するときは、会員資格を失う。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 個人会員本人の死亡、または失踪宣告を受けた時、または団体会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は別途定める退会届を理事長あてに提出することによって、いつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名する事ができる。

- (1) この定款に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、また目的に反する行為を行ったとき
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときには、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 入会金、会費および寄付などの抛出金品に関しては、返還しない。

## 第4章 役員および職員

(役員種別と定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

5 監事は理事またはこの法人の職員を兼務してはならない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成する。理事は、定款の定めるところにより、この法人の事業の方向性を検討し、事業計画を策定し、その業務を執行する。

4 理事会は必要であれば、臨時総会の開催を請求することができる。

5 監事は以下の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の状況を監査する。

(2) この法人の財産の状況を監査する。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または、法令もしくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会および、所轄庁へ報告する。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。

(5) 理事の業務執行の状況および、この法人の財産の状況に関して、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求する。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。

2 役員任期途中の退任により補欠となった役員任期は、前任者の残存任期とする。

3 役員は、任期満了、または辞任後においても後任者が決定するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により、役員を解任する場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その役務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別途定める。

(職員)

第19条 理事長は必要であれば、職員を雇用することができる。

2 前項の規定により、職員を置く場合は、理事長がこれを任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会、臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、この法人の最高議決機関であり、正会員で構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この定款に定めるものの他、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および収支予算に関する事項

(5) 事業報告および収支決算に関する事項

(6) 役員の選任または解任、職務および報酬に関する事項

(7) 入会金および会費に関する事項

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）、新たな義務の負担および権利の放棄に関する事項

(9) 事務局の組織および運営に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面による招集の請求があったとき

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長はその総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がないと開催することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、総会に欠席する正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により、表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項、第 44 条、第 46 条及び第 47 条の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び、出席者数（書面等表決者または表決委任者がある場合には、その旨も付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経緯の概要と議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、総会にて選任された議長及び議事録署名人 2 人が記名押印または署名しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的等を記載した書面により招集の請求があったとき  
(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は第33条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および氏名(書面表決者はその旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決に関する事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

## 第7章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別途定める。

## 第8章 会計

(会計原則)

第40条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会において承認を受けなければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および収支決算)

第43条 この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該年度終了後の総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が出た場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第44条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) この法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類と当該事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第45条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾をえなければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人の解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に帰属するものとする。

(合併)

第47条 この法人は総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することはできない。

## 第10章 雑則

(事務局)

第48条 この法人は、事務を処理するための事務局を置くことができる。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

(実施規則)

第50条 この定款の実施規則に関しては、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次ぎに掲げる者とする。
  - 理事長 上條 茉莉子
  - 副理事長 廣岡 守穂
  - 理事 室谷 千英
  - 監事 田中 正子
- 3 この法人の設立当初の事業年度は 第42条の規定にかかわらず、成立の日から、平成23年3月31日とする。
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条の規定にかかわらず、設立の日から、平成24年4月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 なし
  - (2) 正会員会費

ア 個人会員 5000 円

イ 団体会員 7000 円

(3) 賛助会員(個人及び団体)会費 1 口 (1 口 10000 円) 以上

附則

この定款は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

## 特定非営利活動法人 かながわ女性会議運営規約

### (趣 旨)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人 かながわ女性会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織及び役割)

第2条 この会は、定款に定められた当会の目的を達成するためのさまざまな活動や事業を遂行するための効果的な組織として、委員会・プロジェクトおよびワークグループを置く。(組織図参照)

### (委員会・プロジェクト・ワークグループ)

第3条 組織活動として、委員会、プロジェクト、ワークグループ(研究会、グループ)、各種プロジェクトなどの組織を設置する。

- 2 常置委員会としてチャレンジ支援委員会、人権支援委員会、情報委員会、地域委員会を置く。また、理事会のもとに、各種プロジェクト(新規プロジェクト、委託事業・広報・渉外担当、団体交流会)等を置く。
- 3 プロジェクトには、プロジェクトリーダーを置く。
- 4 委員会は必要に応じて、テーマごとにワークグループを置くことができる。

### (理事会の任務)

第4条 会の執行において、迅速な決断を必要とする場合に、電子的手段を含め、会議を開催し決議する。

### (役員選出)

第5条 この会は、理事、監事の選出のために次のように定める。

### (選出方法)

第6条 選出の方法は以下の通りとする。

- 1 理事、監事を中心に、委員会、ワークグループ、個人、団体によびかけて立候補者を募る。
- 2 立候補者は会員2名以上の推薦を受け、理事会の定めた期日までに決められた書式で届け出をする。
- 3 届け出のあった理事・監事候補を理事会で審議する。

### (理事・幹事の構成)

第7条 選出される理事は5名以上15名以内、監事は1名以上2名以内とする。  
理事会において選出された理事、監事候補は総会において承認され決定する。

### (成立、不成立または延期の場合)

第8条 何らかの事由により理事または監事の選出ができなかった場合、現行の理事または監事がその任を継続するものとする。

ただし現行理事は、速やかに次期理事または監事の選出を行うものとする。

### (欠員の補充)

第9条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (規約の変更)

第10条 この規約は、理事会の議決により変更することができる。

- 2 この規約を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

### 附則

- 1 (施行の期日) この規約は、当会の特定非営利活動法人 かながわ女性会議の登記の日より施行する。
- 2 この法人の入会金および会費は、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金なし
  - (2) ア 個人会員 2,000 円  
イ 団体会員 7,000 円
  - (3) 賛助会費(個人および団体) 会費 1 口(一口 10,000 円以上)

附則2は、2012年度より適用する。

2011年9月14日	一部改正
2012年2月15日	一部改正
2012年4月28日	一部改正
2012年5月8日	一部改正
2014年1月14日	一部改正
2016年2月17日	一部改正

各種審議会・委員会・協議会等(2015年度)

各種審議会・委員会・協議会等	氏名	任期
神奈川県男女共同参画審議会委員	吉田 洋子	2014/6/1～2016/5/31
神奈川県生涯学習審議会委員・社会教育委員	小林 英子	2014/6/13～2016/6/12
かながわ地球環境保全推進会議幹事会・県民部会委員	宮崎 紀美子	2014/5～2016/5
かながわ人権政策推進懇話会委員	宮崎 紀美子	2014/11/1～2016/10/31
海老名市男女共同参画協議会委員	石倉 幸	2012/5/1～2016/3/31
(財)かながわトラストみどり財団評議員	石倉 幸	2010/6/1～2016/5/31
かながわ自殺対策会議委員	山崎ひろ子	2015/4/1～2016/3/31
神奈川県子ども・子育て支援推進協議会委員	森 勝美	2015/5/28～
(財)日本ユニセフ協会神奈川県支部理事	吉田 洋子	2014/6/1～
さむかわ町男女共同参画プラン推進協議会委員	小島八重子	2015/4/1～2017/3/31
神奈川県労働局雇用均等行政協助手		
神奈川県防災会議委員	吉田 洋子	2015/11/20～2017/11/19
神奈川県防災会議幹事	森 勝美	2014/11/20～2016/11/19
横浜市弁護士会人権賞選考委員	吉田 洋子	2015/4/1～2017/3/31